

移民政策なき外国人労働者政策を擁護する知識人たち(1)

——多文化共生社会論——

井上 徹
倉田 良樹

目次

1. 本研究の背景と課題
 1. 1 本研究の背景
 1. 2 本研究の課題
2. 多文化共生論への批判
 2. 1 「多文化共生論」という言説
 2. 2 山脇啓造の多文化共生論

脚注

文献

(以上本稿)

3. <やさしい日本語>はやさしいか
 3. 1 <やさしい日本語>とは何か
 3. 2 関連する3つの立証研究の検討
 3. 3 学問としての<やさしい日本語>研究の放棄
4. 「日本語学校=教育達成移住過程」論は成立するのか
 4. 1 是川論文の要旨
 4. 2 仮説①は立証されたのか
 4. 3 仮説②は立証されたのか
 4. 4 仮説③は立証されたのか
5. アカデミズムの危機
 5. 1 知識人の責任
 5. 2 支配的言説の致命的な欠陥
 5. 3 学問の自由の敗北

脚注

文献

1. 本研究の背景と課題

1. 1 本研究の背景

日本政府は、2009年に入管法を大幅に改正して以来、同法で定める在留資格の枠組み変更や新たな資格の導入、さらには国家戦略特区での規制緩和措置を通じて、外国人労働者の就労を促進する方向に政策を転換させている⁽¹⁾。実際、日本で就労する外国人労働者数は、2010年代に入ってから急速に拡大した。厚生労働省が毎年公表している「外国人雇用状況」によれば、日本の外国人労働者数は、2010年10月末において649,982人であったが、2018年10月末には1,460,463人となり、8年間で二倍以上に増大している。同時期には外国人を雇用する事業所数も、108,760箇所から216,348箇所となり、こちらもほぼ倍増している⁽²⁾。

ところでこの間、日本政府は、受け入れ拡大に関連する政策文書や国会での答弁において、一連の施策が「外国人材の受け入れ」であって、「移民政策ではない」という言明を執拗に繰り返してきた。現在行われている受け入れ拡大は、労働力不足を補う「外国人材」の受け入れに過ぎないのであって、日本に定住することを想定した「移民」としての受け入れではない、というのである。政権与党である自由民主党の政務調査会による移民の定義は、「「移民」とは、入国の時点でいわゆる永住権を有する者であり、就労目的の在留資格による受け入れは「移民」にはあたらない⁽³⁾」というものであり、この定義に従うなら、就労可能な在留資格をどれだけ拡充しようとも、そうした政策は定義上「移民政策ではない」と言い続けることができる。だがこうした論法は、国際的な標準からすればすでに存在している「移民」に、日本社会がどう向き合っていくのかについて、当事者を含めた様々な立場からの意見に耳を傾け、対話を通じて合意を目指していく民主的な議論の可能性を封じ込める悪質な詭弁⁽⁴⁾ではないだろうか。

こうした悪質な詭弁まで用いて日本政府が実現しようとしている「移民政策なき外国人労働者政策」とはいかなるものか。その内実は、在留資格「特定技能」を新設して、「新たな外国人材」を受け入れるための入管法改正（2018年12月成立）のプロセスを辿ることで確認することができる。

まず、2014年4月4日に開催された第4回経済財政諮問会議（第2回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議）において産業競争力会議の雇用・人材分科会の主査である長谷川閑史氏⁽⁵⁾が民間議員の意見として提出した資料（経済財政諮問会議（2014））には、次のような記述がある。「・・・外国人材の活用が不可避である場合には、高度人材ポイント制度や技能実習制度等との役割分担や整合性、および諸外国の制度など国際的な人材確保のあり方も参考にしつつ、分野や人数を適切にコントロールした中長期的な外国人受入れ・活用の新たな仕組みを検討すべきである。これは在留期間限定で必ず帰国することが前提とされることなどからも、移民政策とは異なるものである。」そして「移民政策とは異なる」という言明の説明と思われる次のような記述が続く。「その際、重要なことは、不法就労や人権問題等の懸念を生じさせないような実効性のある管理体制の構築である。」

それから4年後の2018年6月5日に開催された第8回経済財政諮問会議においては、総理大臣からの指示に基づく「新たな外国人材の受入れ」が経済財政担当大臣より発議され、これに続いて法務大臣より、在留資格「特定技能」を新設して、従来の専門的・技術的分野に限定せずに、

幅広く即戦力となる外国人材を受け入れていく仕組みを構築していく方針について説明がなされた。議事要旨によれば、法務大臣の報告を受けて二人の民間有識者議員が、この在留資格の新設が「移民政策ではない」という趣旨を徹底させるような、「援護射撃」的な発言を行っている。

高橋進氏⁽⁶⁾は次のように述べて、社会的コストを回避するために外国人材への支援を行うことは、移民政策を行うことを意味しない、という留保を付け加えている。「日本は労働移民を受け入れるわけではないが、それでも外国人の受け入れ方を誤れば、欧州のように外国人が社会階層の下部に沈み込み、社会から疎外され、結局は社会にとっての大きなコストになってしまう。外国人の受け入れを企業や自治体任せにせず、国としても外国人支援のあり方を総合的に検討すべき。」伊藤元重氏⁽⁷⁾は次のように述べて、外国人材を移民にしないためには、監理体制とサポート体制を強化することが重要であることを指摘した。「移民と外国人材を分けるポイントは何であるか考えてみると、やはり監理体制・サポート体制を強くすることであると思う。したがってそこをしっかりと行った上で、外国人材を活用するのだということを、より明らかにすべきである。しっかりと効くブレーキがあるからこそアクセルを踏めるというところがあると思うので、そこをぜひ進めていただきたい。」

『経済財政運営と改革の基本方針2018』（経済財政諮問会議（2018b））においては、上記の第8回会議での法務大臣による提案と民間有識者議員による補足提案に沿う形で、「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れていく仕組みを構築」する方針が示された。まずその総論部分では「移民政策とは異なるものとして・・・新たな在留資格を創設する」と述べられている。さらに各論部分においても「以上の政策方針は移民政策とは異なるものであり、外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない」ことが念入りに言明されている。各論部分では、日本語能力について「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力」という初級レベルを想定したうえで、外国人材の在留管理と支援を目的とする「入国管理局等の体制を充実・強化する」こと、すなわち外国人材をコントロールするための体制強化が強調されている。これらの点からも、今回の新しい在留資格による外国人材の受入れが「移民政策ではない」という政府の明確な意思を読み取ることができるだろう。

政策決定プロセスにおける以上の議論から確認できるのは、日本政府は次の6つの原則に基づいて「移民政策なき外国人労働者政策」を実行しようとしている、ということである。

まず出入国管理の原則は、①外国人労働者の受け入れは、あらかじめ在留可能期間の上限を定めておき、これを終了した時点で確実に帰国させること、②家族の帯同や呼び寄せは認めないこと、③期限通りの帰国を担保するために、滞在中の外国人は、入管行政主導の強力な監理体制のもとにおくこと、である。新たな在留資格による入国者が「移民」となることを防止するために、彼ら・彼女らは、期間限定の単身の出稼ぎ労働者として扱われ、国の入管体制によって周到に監理されなければならないのである。

次に滞在中の外国人の処遇に関する原則は、④日本での就労や生活を支援するとともに監理する仲介機関⁽⁸⁾をおくことで、滞在中の外国人の活動を確実に把握できるようにすること、⑤外国人の権利擁護や支援は、あくまでも日本社会にとってのリスクとコストの回避という観点から行うこと、⑥外国人材に期待する日本語能力は初級レベルに留めること、である。滞在中の外国人の処遇に関しても、彼ら・彼女らが移民となることを防止するという観点が貫かれなければならない

ない。日本社会による外国人材への支援は、社会統合的な目標よりも、在留管理的な目標を優先して実行されるのである。

ところで以上の6原則は、今回の在留資格「特定技能」の新設に際して初めて実行されるものではない、ということに留意する必要がある。これらの原則は、すでに研修生と技能実習生の受け入れにおいて着実に堅持されてきた。そして在留資格「特定技能」による受け入れは、外国人技能実習制度の延長上に、それを拡張する方向で設計されているのである。「移民政策なき外国人労働者政策」は1990年代初頭に始まり、すでに30年にわたって継続され、今後も維持されようとしているのである。日本政府の「移民政策なき外国人労働者政策」とは、移民受け入れ先進国で認められている労働者としての移民の権利（公的言語保障、職業選択の自由、家族帯同、社会保障加入など）を制限することで、移民受け入れに伴う社会的コストをミニマムにする政策である。だが、果たしてこのような政策は本当に持続可能なのだろうか。

1. 2 本研究の課題

現在、移民政策なき外国人労働者政策のもとで就労している移民労働者のうち、多数派を占めているのが、①日系人、②技能実習生、③留学生である。厚生労働省の外国人雇用状況報告によれば、2016年10月末時点の外国人労働者のうちの約55%がこのカテゴリーに分類される。彼ら・彼女らがいずれも極めて過酷な労働条件下で搾取されており、その状況については、ジャーナリストを担い手とする優れたルポルタージュがすでに相当数、蓄積されている⁽⁹⁾。他方、アカデミズムの世界では、（1）多文化共生論、（2）〈やさしい日本語〉論、（3）「日本語学校＝教育達成移住過程」論など、政府の「移民政策なき外国人労働者政策」を追認したり、さらにはそれを積極的にサポートする論考が提出されるようになってきている。だがそれらの議論はいずれも学術的に疑問の多い内容を含んでいる。本論文の第一の課題はこれらの議論の内容を学術的な検証に基づいて批判することである。本論文の第二の課題は、移民政策なき外国人労働者政策という、政府の悪質な詭弁を擁護する知識人の謬説に対して、身内批判をなしえない、現代日本のアカデミズムの状況をも批判することである。

2. 多文化共生論への批判

2. 1 「多文化共生論」という言説

本論文の1.1で指摘したように、2019年4月施行の改正入管法によって新設された在留資格「特定技能」による「外国人材」の受け入れは、日本政府がこれまで約30年間にわたって実行してきた「移民政策なき外国人労働者政策」を、今後も継続させることを意図した施策として位置づけることができる。政策決定のプロセスにおいて、日本政府は、外国人材の受け入れは「移民政策ではない」という言明を繰り返した。「移民政策ではない」と言明することで政府が達成しようとしたことの一つは、日系人、技能実習生、留学生、特定技能による在留者が、いずれも事実上の労働移民であることを否認し、彼ら・彼女らを日本社会に包摂していくための社会統合政策を実施する責任を回避ないし軽減することだったように思われる。

「生活者としての外国人」を、地域社会の中でどのように包摂していくかを議論するさいに、様々な政策アクターの間で用いられるようになったのが、「多文化共生」という標語である。だが「多文化共生」は様々な文脈のなかで多義的に用いることができる曖昧な標語であり、政策アクターはこれを語ることで「無難な安全地帯」⁽¹⁰⁾に逃げ込むこともできる。例えば総務省が2006年に公表した『多文化共生の推進に関する研究会報告書』⁽¹¹⁾では多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。このように定義される「多文化共生」という標語に異を唱えることは難しい。だが、「互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築く」という目標を達成していくためには、それを各論としてどう展開していくのかという議論が不可欠である。例えば、外国人への日本語教育は公的言語保障の対象なのか、それとも、ボランティア教室に任せておけばよいのか。あるいは、日本に定住するエスニックマイノリティである外国人住民の固有文化について、ホスト社会はマイノリティの権利擁護という観点から積極的に支援しなければならないのか、それとも、エスニックマイノリティはホスト社会の文化に同化していかなければならないのか。多文化共生論を有効な実践に落とし込んでいくためには、こういった具体的な論点を一つ一つ深めていかなければならないだろう。ところがこの報告書は、上記のような各論には一切踏み込んではいない。多文化共生論は、うわべだけの議論に留めおかれ、「移民政策ではない」というスタンスに立つ日本政府にとって、無難な安全地帯を提供できる都合の良い標語として使われているのが現状である。多文化共生論によって隠蔽されるのは、外国人労働者と日本人の間に現実に存在する、政治経済的な格差の構造である⁽¹²⁾。

2. 2 山脇啓造の多文化共生論

「多文化共生」という概念は、まず1990年代に、オールドカマー外国籍住民が集住する地方自治体の政策文書の中に登場し⁽¹³⁾、2000年代以降は、定住した日系人の生活支援をめぐる、総務省を中心に国レベルで行われた議論のなかで、広く用いられるようになっていく。この間、政策論としての多文化共生論を広く社会に向けて唱道するオピニオンリーダーの役割を果たしてきたのが、明治大学国際日本学部教授で移民政策研究者の山脇啓造である。山脇は、上記の2006年報告書のために総務省が組織した研究会に座長として、その後2017年には同省『多文化共生事例集』⁽¹⁴⁾を作成するワーキンググループにも座長として参加した。山脇は、自治体レベルでも、2001年に結成された外国人集住都市会議にコーディネーターとして参加し続けるとともに、各地の多文化共生プランの策定にも関わっている。政府や自治体が進める多文化共生政策のインサイダー的立場にある山脇は、総務省による2006年報告書を多文化共生1.0、そして2017年事例集を多文化共生2.0として位置づけ、政府がプランをたて、基礎自治体が担い手となって進められている、多文化共生政策の必要性について、メディアを通じて積極的に情報発信している⁽¹⁵⁾。

山脇の多文化共生論は単純明快である。2019年3月14日の『日本経済新聞』に掲載された「経済教室」の記事⁽¹⁶⁾を読むことで、その全体像を掴むことができる⁽¹⁷⁾。要点をまとめておこう。

まず、外国人に関する政策としての多文化共生政策の役割については、次のように述べられている。「外国人受け入れに関する政策は、どのような外国人の入国をどの程度の規模で認められるのかに関わる「出入国管理政策」と入国した外国人を支援し社会の構成員として受け入れる「多

文化共生政策」に分かれる。後者は海外では「統合政策」とも呼ばれる。出入国管理政策と多文化共生政策は外国人受け入れの両輪だ。」

次いで移民と多文化共生の関係については次のように述べられている。「18年の国会審議では、新たに受け入れる外国人労働者を「移民」と呼ぶかどうか論争となった。その呼び方にかかわらず、新たな外国人受け入れが成功する鍵は多文化共生にある。滞在が長期化するほど多文化共生政策のニーズは増し、短期の滞在だとしても就労・生活環境が良ければ外国人の満足度が上がり、社会との摩擦やあつれきが生じにくくなるからだ。」

多文化共生政策の内容に関しては、2018年12月に政府が策定した「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」やすでに実施されている諸施策に言及しながら説明している。すなわち、①外国人への多言語および「やさしい日本語」による情報提供、②学校で学ぶ外国人児童に対する日本語指導、③医療通訳体制の整備、④住居の確保と地域社会における日本人住民と外国人住民による共生社会づくり、⑤多文化共生社会づくりのための基本法の制定と担当組織の設置、という5項目を多文化共生政策の具体的内容として紹介している。

さらにこれら各論に関連して、①から④までの施策のベースとなる日本語に関する政策を特に重視して、次のような説明を行っている。「最近注目されているのが「やさしい日本語」だ。日本語を学習している外国人にわかりやすいように、簡単な語彙や文法で、短くはっきりと話す日本語のことを指す。政府には「やさしい日本語」の普及に努めることを期待したい。一方、日本語教育に関しては、超党派の国会議員が日本語教育推進法案を準備して、今国会での成立を目指している⁽¹⁸⁾。定住外国人のための日本語教育の体制整備は喫緊の課題といえる。現在ドイツや韓国など多くの先進国で、移民のための言語学習プログラムが用意されている。」

以上より、山脇の多文化共生政策に関する議論の要点は次の4つに整理することができるだろう。

- (1a) 日本では、海外で行われている移民の社会統合政策のことを、多文化共生政策と呼ぶ。
- (2a) 多文化共生政策を実行すれば、外国人労働者を「移民」と呼ぶかどうかは問わなくても良い。
- (3a) 多文化共生政策をきちんと実行することで、外国人の受け入れは成功する。
- (4a) 多文化共生政策の実行には、「やさしい日本語」の普及と日本語教育の推進が欠かせない。

だが、多文化共生政策に関する以上のような山脇の議論には様々な疑問を禁じ得ない。筆者たちは、山脇の多文化共生論が、「移民政策なき外国人労働者政策」という政府の詭弁を擁護するために発動された、さらなる詭弁なのではないか、という疑念を抱いている。詭弁の裏側に隠れている真のアジェンダをあえて読み解くならば次のようになるだろう。

- (1b) 海外では移民の社会統合政策が実行されているが、日本では移民を受け入れていないので、社会統合政策は実行しない。多文化共生政策といううわべだけの政策に留める。
- (2b) 多文化共生政策という詭弁を用いることで、移民の是非に関する議論を封じ込める。
- (3b) 外国人材は移民ではないので、多文化共生政策以上のことは行わない。
- (4b) 外国人の日本語能力を初級レベルに留めることで、移民政策なき外国人労働者政策を成功させる。

山脇の議論に筆者たちが疑念を抱くのは、以下のような理由からである。まず(1a)から(3a)までの議論に関しては、身分に基づく在留資格によって日本にすでに定住している、日系人を中心とする事実上の移民が、日本社会において直面している苦境を前にすれば、山脇の言っている多文化共生論が、現実からかけ離れた空論であると思われるからだ。リーマンショックに端を発する世界同時不況以後、日本に滞在する日系人やその子弟たちが、日本社会から排除された孤立状態で社会の下層に滞留していることがすでに明らかにされている。例えば能勢は、若年日系ブラジル人のライフコースに関する事例研究を行い、彼ら・彼女らが、日本に帰還移住した親世代の日本での不安定な生活環境に起因する多重なハンディキャップを背負い、日本社会から排除されがちであること、高校進学などを通じて社会階層上の上昇を達成した少数者の事例は、いずれも多文化共生というよりは日本社会への同化を通じて達成されていることを検証している⁽¹⁹⁾。

さらに能勢は、ブラジル人準集住地区の自治体が実施した多文化共生プラン⁽²⁰⁾にNPO理事長として参加したさいの参与観察に基づき、地方自治体による多文化共生プランに関して、次のような問題点を指摘している⁽²¹⁾。第一には、排除と貧困の苦境にある日系人は、多重で複雑なハンディキャップを背負っていて、個別の事情に応じたケースワーク的な「伴走型支援」を必要としているが、行政の縦割りセクショナリズムのために、多分野にまたがる継続的なケースワーク的支援が実行できていないことである。多文化共生政策という名目で行われている施策が、現実には、生活困窮者支援事業と同様な事態となっているのである。第二には、NPOは事実上、行政の下請けとなっており、NPO職員の高度な専門性を考慮しない低賃金で使われていることである。第三には、多文化共生政策の当事者の間に、正規雇用の自治体職員→非正規雇用のNPO職員→失業や困窮状態の外国人、という三層からなる社会構造的な上下関係が形成されていることである。山脇が座長を務めて総務省が策定した多文化共生論のいう「対等な関係」はここには存在しない。第四には、多文化共生政策の末端を担うNPOに対して、経営的な自立を迫る言説があり、多文化共生政策が市場に委ねられてしまう危うさがあることである。多文化共生という名を借りた貧困ビジネスが展開されかねないのである。

能勢の二つの論文が明らかにした日系ブラジル人の厳しい苦境が、日本社会が移民問題から目を背け、社会統合政策を無視し続けた放置政策の帰結であることはもはや明らかだろう。多文化共生政策という詭弁を弄して、これからも問題から目を背け続けるなら、現在の状況はさらに悪化することだろう。

次に(4a)で示されるような日本語教育政策に関する山脇の議論に筆者たちが疑念を抱くのは、「やさしい日本語」言説がはなはだ信頼の置けないものであること、そして学校型および地域型日本語教育の現状が深刻な問題を含んでいることによる。この点については本論文の3と4で明らかにする予定である。加えて庵らの〈やさしい日本語〉論、是川の「日本語学校=教育達成移住過程」論は、山脇の多文化共生論と相互に支え合うような、ある種の共犯関係にあって、いずれも現行の移民政策なき外国人労働者政策を擁護している、という点を指摘しておきたい。

注

(1) 倉田(2017)は、この間の政策動向をフォローして、1990年以来約20年にわたって維持されてきた日本の入管政策の基本原則が、2009年の大幅改正を契機に、急変を遂げていることを指摘した。

- (2) ただし、この間の外国人就労者数の増大を単純に政策変更の効果として理解するのは適切ではない。確かに技能実習生の増大に関しては、在留資格の新設・枠組み変更による呼び込み効果が認められるが、高度人材ポイント制度など、政策変更にもかかわらず、さほどの呼び込み効果が起こらなかった施策もある。また身分に基づく在留資格による就労者の増大や、資格外活動として就労する留学生の増大は、この間の政策変更とは別の文脈で理解すべき現象である。
- (3) 自由民主党政務調査会・労働力確保に関する特命委員会 (2016)
- (4) 西日本新聞社の「新・移民時代」取材班は、上記のような移民に対するスタンスを「移民がいるのにいないふりをする・・・「移民ネグレクト」が日本の国策ではないか」と批判している。(西日本新聞社 (2017:5))
- (5) 武田薬品工業 (株) 代表取締役
- (6) (株) 日本総合研究所
- (7) 学習院大学教授
- (8) 2019年4月より開始された、在留資格「特定技能」による受け入れにおいては、上記の仲介機関に相当する団体は「登録支援機関」と呼ばれることになった。支援機関は地方出入国在留管理局に登録を申請しなければならず、一定の要件を満たした機関のみが登録支援機関として活動することができる。この仲介機関の公式の役割は、外国人への「支援」であるとされているが、実際には、外国人技能実習制度における監理団体と同様の、「監理」機関としての役割が期待されている。登録支援機関は、在留資格「特定技能」による外国人を雇用する事業主と支援委託契約を締結することで、外国人の出入国と在留に関する監理を行う立場となる。実際に外国人技能実習制度の監理団体が特定技能による就労者の登録支援団体を兼務しているケースもある。
- (9) 西日本新聞 (2017)、出井 (2017)、芹澤 (2018)、出井 (2019)、安田 (2019) など
- (10) 飯笹 (2013)
- (11) 総務省 (2006a)
- (12) この点について、樋口 (2005) は、日系ブラジル人の事例を挙げて次のように述べている。「(多文化共生という) こうした思考法は、問題を文化ないしエスニシティに還元して捉えることにより、政治経済的な格差に鈍感な、あるいは格差を容認する言説を生み出す傾向がある。[...] 日本に住むブラジル人の圧倒的多数が社外工部門に吸収されている現実、階級・階層格差や資源配分の不平等を体現しているのではないだろうか。[...] 問題を文化対立や地域摩擦として捉えるのは不適切で、「政府の失敗」、「市場の失敗」に起因するものとみるべきである。それを「多文化共生」の問題として捉えても、対症療法的に市場の尻拭いをするにしかなりえない。」
- (13) 山脇 (2009) によれば、川崎市の住民組織が1993年に市に提出した「多文化共生の街作り」という提言が、多文化共生を謳った全国で初めての政策文書であるという。
- (14) 総務省 (2017)
- (15) 山脇 (2017), (2019a), (2019b)
- (16) 山脇 (2019a)
- (17) 山脇は多文化共生に関していくつかの学術論文を著しているが、その内容は多文化共生に関する歴史的事実の記述と政策提言が中心である。これらの論文に、多文化共生論を擁護する根拠となる学術的な議論を見出すことはできなかった。山脇 (2002), (2003a), (2003b), (2008), (2009), 山脇・柏崎・近藤 (2002)。
- (18) [筆者注]「日本語教育の推進に関する法」は国会で可決され、本年6月より施行されている。
- (19) 能勢 (2015)

- (20) この自治体のプランは、総務省が2006年に策定した「多文化共生推進プラン」に基づいて実行されている。
(21) 能勢 (2017)

文献

- 飯笹佐代子 (2013) 「多文化共生」という無難な安全地帯 伊豫谷登士翁、編、『移動という経験：日本における「移民」研究の課題』有信堂
- 出井康博 (2017) 『ルポ ニッポン絶望工場』講談社
- 同 (2019) 『移民クライシス：偽装留学生、奴隷労働の最前線』角川書店
- 倉田良樹 (2017) 「2010年代における日本の外国人労働者政策の急変：1990年体制はなぜ崩れたか」『計画行政』40(4)
- 経済財政諮問会議 (2014) 『第2回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議 議事要旨』
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0404/gijiyoushi.pdf> 【2019.10.27】
- 同 (2018a) 『第8回経済財政諮問会議 議事要旨』
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0605/gijiyoushi.pdf> 【2019.10.27】
- 同 (2018b) 『経済財政の改革と基本方針2018』
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0615/shiryō_02.pdf 【2019.10.27】
- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 (2018) 『外国人材の受入れ共生のための総合的対応策』
<http://www.moj.go.jp/content/001280353.pdf> 【2019.10.20】
- 同 (2019) 『外国人材の受入れ共生のための総合的対応策の充実について』
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/jujitsu_honbun.pdf 【2019.10.20】
- 厚生労働省 (2019) 『「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ (平成30年10月末時点)』
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/06.html
【2019.8.12】
- 自由民主党政務調査会・労働力確保に関する特別調査会 (2016) 『「共生の時代」に向けた外国人労働者受け入れの基本的考え方』
- 芹沢健介 (2018) 『コンビニ外国人』新潮新書
- 総務省 (2006a) 『多文化共生の推進のための研究会報告書：地域における多文化推進に向けて』
http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf 【2019.10.20】
- 同 (2006b) 『地域における多文化共生プラン』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000400764.pdf 【2019.10.20】
- 同 (2017) 『多文化共生事例集：多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000476646.pdf 【2019.10.20】
- 日本経済再生本部 (2014) 『日本再興戦略 改訂2014』
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0624/shiryō_02_1.pdf 【2019.10.27】
- 西日本新聞社編 (2017) 『新移民時代：外国人労働者と共に生きる社会へ』明石書店
- 能勢桂介 (2015) 「若年日系ブラジル人の包摂と排除のプロセス：準集住地域の調査から」『移民政策研究』7
- 同 (2017) 「未完の多文化共生プラン：煩悶するローカル・ガヴァナンス」塩原良和・長谷部美佳・明石純一・宣元錫、編、『変容する国際移住のリアリティ：編入モードの社会学』ハーベスト社
- 樋口直人 (2005) 「共生から統合へ：権利保障と移民コミュニティの相互強化に向けて」梶田孝道・丹野清人・

- 樋口直人『顔の見えない定住化：日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会、第11章
- 安田浩一（2019）『団地と移民：課題最先端「空間」の戦い』
- 山脇啓造（1999）「在日コリアンのアイデンティティ分類枠組に関する試論：福岡モデルを出発点として」『明治大学社会科学研究所ディスカッションペーパーシリーズ』No.J-1999-5.
- 同（2002）「多文化共生社会の形成に向けて」『明治大学社会科学研究所ディスカッションペーパーシリーズ』No.J-2002-5.
- 同（2003a）「日本における外国人政策の批判的考察：多文化共生社会の形成に向けて」『明治大学社会科学研究所紀要』41(2)
- 同（2003b）「地方自治体の外国人施策に関する批判的考察」『明治大学社会科学研究所ディスカッションペーパーシリーズ』No.J-2003-10.
- 同（2008）「日本における外国人受け入れと地方自治体：都道府県の取り組みを中心に」『明治大学社会科学研究所紀要』47(1)
- 同（2009）「多文化共生社会の形成に向けて」『移民政策研究』1
- 同（2017）「多文化共生2.0の時代へ：総務省の取り組みを中心に」『ウェブマガジン留学交流』76
- 同（2019a）「経済教室・外国人材活用条件（下）多文化共生政策の推進を」『日本経済新聞』2019年3月14日
- 同（2019b）「多文化共生の新時代へ」『自治体国際化フォーラム』351
- 山脇啓造・柏崎千佳子・近藤敦（2002）「社会統合政策の構築に向けて」『明大商学論叢』85(1)

井上 徹（一橋大学大学院言語社会研究科特別研究員）

倉田 良樹（一橋大学大学院社会学研究科特任教授）